

倉敷市放置艇等の発生の防止及び適正な処分等に関する条例施行規則

令和7年6月24日

規則第71号

(趣旨)

第1条 この規則は、倉敷市放置艇等の発生の防止及び適正な処分等に関する条例（令和7年倉敷市条例第49号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(調査票等)

第2条 市長は、条例第9条第1項及び第2項の規定による調査及び立入調査を行ったときは、所定の調査票を作成するものとする。

2 条例第9条第3項に規定する警告書は、所定の様式によるものとする。

3 条例第9条第4項に規定する証明書は、所定の様式によるものとする。

(撤去勧告)

第3条 条例第10条の規定による撤去の勧告は、次に掲げる事項を記載した所定の撤去勧告書により行うものとする。

(1) 船舶等の表示

(2) 撤去期限

(3) 前2号に掲げるもののほか市長が必要と認める事項

(撤去命令)

第4条 条例第11条の規定による撤去の命令は、前条の規定を準用するものとする。この場合において、同条中「撤去勧告書」とあるのは、「撤去命令書」と読み替えるものとする。

(撤去までの期間等)

第5条 条例第13条第1項の規定による公告は、条例第9条第3項に規定する警告書を当該放置艇等に貼り付けた日から起算して30日を経過した日以後に行うものとし、条例第13条第1項の撤去を行うべき期限をもって撤去を開始するものとする。ただし、公益上緊急に放置艇等を撤去する必要がある場合は、この限りでない。

(返還するための措置)

第6条 条例第13条第3項の規定による公告は、次に掲げる事項を倉敷市公告式条例（昭和43年倉敷市条例第1号）に規定する掲示場に掲示するとともに、当該放置艇等が放置され

ていた場所付近に掲示し、又は本市のホームページに登載することにより行う。

- (1) 当該放置艇等の形状等
- (2) 放置艇等が放置されていた場所
- (3) 放置艇等を撤去した年月日（保管開始日）
- (4) 保管場所
- (5) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める事項

（価額の評価）

第7条 条例第13条第4項の規定による放置艇等の価額の評価は、当該放置艇等の購入又は製作に要する費用、使用年数、損耗の程度その他当該放置艇等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、放置艇等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

（売却手続）

第8条 条例第13条第4項の規定による保管した放置艇等の売却は、地方自治法（昭和22年法律第67号）の定めるところに従い、競争入札に付して行わなければならない。ただし、競争入札に付しても入札者がいないとき、又は競争入札に付することが適当でないと認められるときは、随意契約により売却することができる。

（引取通知）

第9条 条例第14条の規定による通知は、所定の引取通知書により行うものとし、放置艇等の引取期限は、所有者等への通知を行った日から起算して30日以内とする。

（返還手続）

第10条 保管されている放置艇等の所有者等は、当該放置艇等の返還を受けようとするときは、返還を受ける者の氏名及び住所を証するに足りる書類を提示する等の方法によってその者が返還を受けるべき正当な権原のあることを証明するとともに、所定の返還請求書を提出しなければならない。

2 市長は、前項の返還請求書を受理した場合は、返還日時を指定し、保管場所において所定の受領書と引換えに返還するものとする。

（費用の請求）

第11条 条例第15条の規定による費用の請求は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第154条に規定する手続の例による。

(その他)

第 12 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。